

平成24年10月1日

関係各位

富山県行政書士会
会 長 野 崎 清 好
国際部長 新 鞍 隆 司
(公印省略)

平成24年度 外国人無料相談会の開催について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は本会の活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび本会では多文化共生社会への貢献の趣旨から外国人向け無料相談会を開催することに致しました。

日本の行政制度や慣習に不慣れな外国人の生活上の悩みや疑問について相談に応じ、助言することにより、外国人が安心して生活できるよう支援するものです。相談に当たるのは、外国人の出入国前後の専門的な各種手続きを外国人本人に代わって行う申請取次行政書士の資格を有する本会会員です。

日頃、外国人と接する機会が多い皆様方におかれましては、ぜひ本会の無料相談会にご理解いただき、ご指導のほど宜しくお願い致したく存じます。
詳細は以下の通りです。

日 時 平成24年10月26日 (金) 午後1時～4時

場 所 富山県行政書士会 会議室

富山市丸の内一丁目8番15 余川ビル2階 (電話 076-431-1526)

相談員 富山県行政書士会所属 申請取次行政書士

対象者

- (1) 外国人
- (2) 国際関係団体の役職員、外国人を雇用している企業の経営者、担当者
- (3) その他、一般市民

内 容

- (1) 在留資格の取得、変更、更新その他改正入管法への対応
- (2) 帰化
- (3) その他 (各種許認可、相続等)

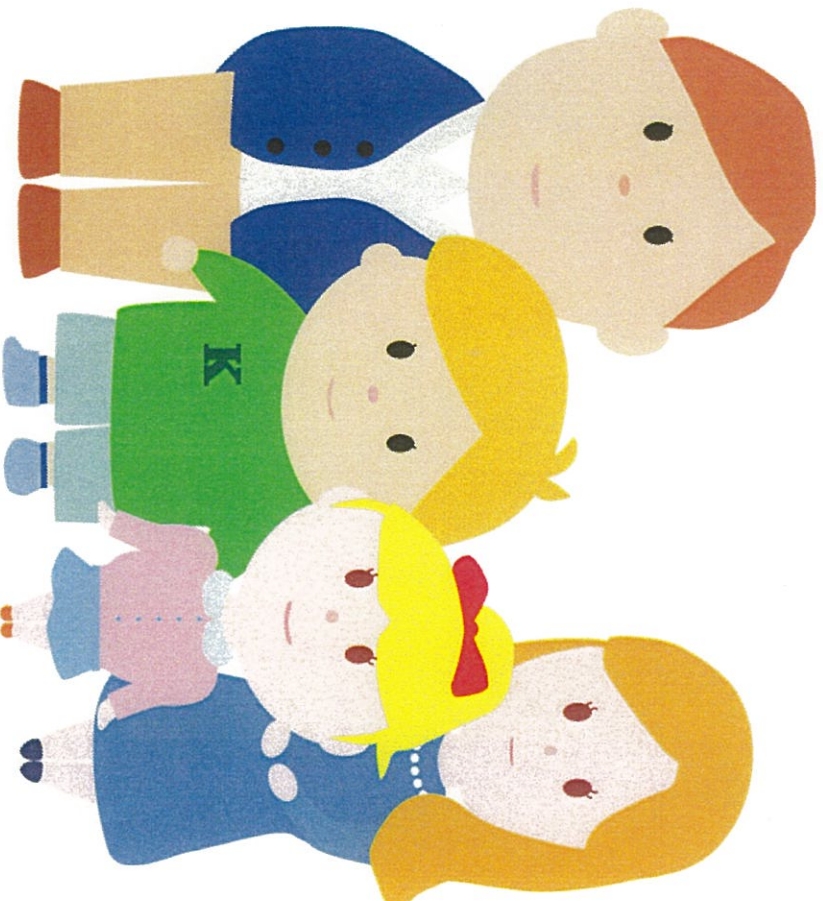
方 式

- (1) 面 談
- (2) 電 話

以 上

外国人の悩み解決 無料相談会

日本の行政手続きや慣習に不慣れな外国の方や
外国人を雇用する経営者に行政書士が
相談に応じ、解決のお手伝いをします。



日 時：平成 24 年 10 月 26 日 (金) 午後 1 時～4 時
日 場：富山県行政書士会 会議室
(富山市丸の内 1 丁目 8 番 1 5 余川ビル 2 階 富山税務署南隣)
対 象：外国人や雇用主の方 他

相談に当たるのは、定期的な研修を経て、外国人本人に代わって入管法
上の各種手続きを申請する「申請取次行政書士」です。

問い合わせ先 富山県行政書士会
TEL (076) 431-1526 FAX (076) 431-0645
URL <http://www.toyama-gyosei.or.jp/>